

第4節 中央省庁等改革以降の北海道開発局の動き

1 中央省庁等改革以降の北海道開発局組織整備の特徴

中央省庁等改革以降にあっても、北海道開発局では新規行政需要の増大・多様化、社会経済情勢の変化等に応じて所要の組織整備及び定員管理を行ってきた。その概要は以下のとおりである。

(1) 中央省庁等改革以降の組織整備

ア 監察に関する事務の強化（平成15年度／開発監理部首席監察官及び監察官の新設）

国民に信頼される公正・透明、効率的で質の高い行政の実現に向け、自らの活動が適法かつ能率的に行われているかをチェックする監察制度を設け、積極的に内在的統制を強化することにより行政運営の改善を図るため、平成15年度、開発監理部に首席監察官及び監察官を設置した。

なお、首席監察官及び監察官については、局長の指揮・監督の下、独立性の高い立場で監察を適確に実施するため、平成21年度、開発監理部から局長直属の組織へと改正した。

イ 官庁施設整備に関する事務の強化（平成16年度／営繕部技術・評価課及び保全指導・監督室の新設）

国土交通省官庁営繕部が、官庁営繕のマネジメント改革に向けて業務プロセスの改善、新たな組織体制の構築等を重要事項として掲げる中、北海道開発局においても、顧客主義・成果主義を進めるための施設評価、公共工事の適正な施工を確保するための工事検査等に的確に対応することとし、これらに係る事務を処理するため、平成16年度、営繕部に、工務検査課を廃止して技術・評価課を設置した。

また、上記の背景を踏まえ官庁施設のライフサイクルコスト低減を図るため、老朽化した官庁施設の増加に対応した施設管理官署への保全指導業務、建築設備工事の高度化、複雑化に対応した工事監督業務の処理体制を充実・強化することとし、これらに係る事務を処理するため、平成16年度、営繕部に、営繕監督室を廃止して保全指導・監督室を設置した。

ウ 防災対策の推進に関する事務の強化（平成20年度／事業振興部防災課の新設）

大規模自然災害をはじめとする非常事態に適切に対処し、被災時における迅速かつ効率的な復旧活動に向け、地方自治体等関係機関との調整機能の強化等に取り組むとともに、平成20年度に廃止となる防災・技術センターがそれまで担っていた災害対策用機械の出動計画や防災資機材の整備計画の策定業務を担う組織として、平成20年度、事業振興部に防災課を設置した。

エ 入札及び契約の適正化に関する体制の強化（平成21年度／入札契約監察官の新設）

当局における官製談合事案が連続して発生したことに伴い、再発防止策として、局内で独立した立場から入札契約制度の運用等を監視し、必要な調査を行うとともに、制度の改善に係る指導等を行う組織が必要となったことから、平成21年度、北海道開発局に入札契約監察官を設置した。

オ 国営土地改良事業に関する体制の強化（平成21年度／農業水産部農業整備課の新設）

業務処理体制の効率化を図るため、平成21年度にかんがい排水事業の実施に関する業務を担

当する農業水利課と、農地再編整備事業、総合農地防災事業及び災害復旧事業の実施を担当する農業開発課とを統合し、農業農村整備事業の工事の実施に関する業務を一元的に実施する農業整備課を設置した。

カ 官庁営繕事業に関する体制の強化（平成 21 年度／営繕部営繕調整課、営繕整備課及び同課設備技術対策官並びに営繕品質調査官の新設）

既存の官庁施設に関するデータを的確に活用した他官署に対する指導・監督に関する事務を一元的に実施する体制を構築するため、平成 21 年度、営繕部に営繕調整課を設置した。

また、同部においては、官庁営繕事業の効率的な実施及び品質の向上を図るため、建築工事の設計及び設計基準の設定と設備工事の設計及び設計基準の設定を一元的に行う営繕整備課を設置するとともに、地球温暖化対策、防災対策、高度情報化、高齢弱者対策といった多様化するニーズを満たす最適な設備システムの導入を図るため、同課に設備技術対策官を設置した。

さらには、事業コストの縮減と低価格入札への対策として、多様な調達方式の調査、資材及び施工コストに関する調査と積算業務の一体化を図るため、営繕部にそれらの業務を処理する営繕品質調査官を設置した。

キ 札幌開発建設部と石狩川開発建設部の統合（平成 22 年度）

平成 18 年 6 月に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」では、平成 22 年度までに札幌開発建設部と石狩川開発建設部の統合に取り組むことと定められたことから、平成 22 年度、札幌開発建設部が、従来から所掌していた道路事業、港湾事業等、農業農村整備事業等に加え、それまで石狩川開発建設部が所掌していた治水事業を所管することによって統合を実施した。

この統合に伴い、札幌開発建設部においては、事業調整官、職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、河川用地課、道路・公園用地課、農業・空港用地課、公物管理企画課、公物管理業務課、防災課、河川計画課、河川工事課、河川管理課、特定治水事業対策官、ダム事業対策官を新たに設置したほか、これまで石狩川開発建設部の組織として治水事業を担当していた事務所・事業所等について、札幌開発建設部へ所属を変更することとなった。

ク 北海道総合開発計画の推進体制の強化（平成 27 年度／開発連携推進課の新設）

平成 20 年 7 月閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（第 7 期計画）」においても重要施策として掲げられている「食料供給力の強化」、「インバウンド観光（訪日外国人旅行）の振興」、「再生エネルギーの利活用の促進」等を推進するため、「食」、「観光」及び「環境・エネルギー」分野に係る国の機関、独立行政法人、地方公共団体、大学、地元経済団体等の多様な実施主体との連携・協働により、調査業務を進めるため、開発連携推進課を設置した。

ケ アイス施策の推進体制の強化（平成 27 年度／アイス関連施策監理官の新設。平成 29 年度／開発調査官及び平成 31 年度／アイス施策推進課の新增設）

平成 26 年 6 月閣議決定（平成 29 年 6 月一部変更）された「アイス文化の復興等を促進するため

の民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」において、白老町にアイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間を整備し、年間来場者数 100 万人を目指すものとされた。そのため、全道各地に点在するアイヌ関係団体、関係地方自治体、経済団体等との緊密な連携を確保しつつ、局内を横断的に連携、調整し、これらを推進するため、アイヌ関連施策監理官、開発調査官及びアイヌ施策推進課を設置した。

また、令和元年 5 月の「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の施行に伴い、国土交通省設置法の一部が改正され、北海道開発局は、アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及啓発に関する事務を分掌することとされた。

コ 港湾空港における防災・危機管理対策に関する体制の強化（平成 29 年度／空港・防災課の新設）

港湾空港の防災・災害対応や港湾の保安等の危機管理について、円滑かつ迅速・的確な対応、日本海溝・千島海溝型地震等の自然災害対策の強化や平成 29 年度から実施する港湾及び航路の管理に関する業務の本局集約に連動した防災・災害や危機管理に関する施策効果を高めるため、港湾・空港の災害・危機管理対応等を一元的に実施する空港・防災課を設置した。

(2) 事務所・事業所等の統廃合

事務所・事業所等については、行革大綱等に基づく統廃合を着実に実施するとともに、事業の進展等に合わせた新設改廃等を行った。この結果、平成 12 年度末時点で 159 あった事務所・事業所等（事務所 49、事業所等 110）は、令和 2 年度末時点には、71 減の 88（事務所 77、事業所等 11）となった。

(3) 中央省庁等改革以降の定員管理

定員関係では、第 10 次定員合理化計画（平成 13 年度～平成 17 年度）、第 11 次定員合理化計画（平成 18 年度～平成 21 年度）、総人件費改革（平成 18 年度～平成 22 年度）、第 12 次定員合理化計画（平成 22 年度～平成 26 年度）、第 13 次定員合理化計画（平成 27 年度～平成 31 年度）及び第 14 次定員合理化計画（令和 2 年度～令和 6 年度）と数次に渡る定員合理化計画等に基づく定員削減を着実に実施してきており、北海道開発局の平成 12 年度末定員 7,023 人に対し、令和 3 年度末定員は 4,428 人と、2,595 人の定員縮減を行っている。

なお、令和 3 年度の北海道開発局の定員は、防災・減災、国土強靱化の取組等の体制強化等を理由として、令和 2 年度末定員 4,395 人から令和 3 年度末定員 4,428 人となり、国土交通省設置以降、初めて 33 人の定員純増が認められた。

2 道州制特区

平成 15 年 8 月、小泉首相（当時）は自民党の総裁選に向けた政権公約検討委員会に対して、道州制が導入された場合であっても他府県と合併する必要のない北海道において、道州制を先行実施することについて検討を指示した。これを受け、北海道においては、平成 16 年 4 月に「道州制プログラム」及び「道州制特区に関する提案（第 1 回）」を決定し、同年 5 月の経済財政諮問会議に提出した。また、政府においても、平成 17 年 4 月 1 日に内閣府「道州制特区」推進担当室を設置し、同年 4 月 13 日に「道州制特区」関係省庁連絡会議の第 1 回会合を開催するとともに、自民党においても、平成 17 年 2 月 1 日に自民党政調道州制調査会の第 1 回会合を開催するなど、道州制特区の実現に向けた議論が本格化した。

その後、これらの議論を経て、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」が平成 18 年通常国会に提出され、同法案が平成 18 年 12 月 13 日に成立し、同法に基づき平成 19 年 1 月 30 日に「道州制特別区域基本方針」が閣議決定された。

これにより、北海道開発局がこれまで実施していた、直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業、二級河川に係る直轄事業については、平成 22 年度から北海道に委譲された。

3 総人件費改革

(1) 行政改革の重要方針

平成 17 年 12 月、政府は、「簡素で効率的な政府」への道筋を確かなものとするため、推進すべき行政改革の重要課題について、新たに政府として具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、それを「行政改革の重要方針」（以下「重要方針」という。）として閣議決定した。重要方針においては、平成 17 年度末時点における国家公務員数約 33 万 2,000 人を、「厳格な定員管理」及び「業務の大胆かつ構造的な見直し」を進め、平成 22 年度までの 5 年間で 5%以上純減させる「総人件費改革」の実行計画が定められ、北海道開発関係については、「業務の大胆かつ構造的な見直し」を実施する重点事項の一つとして掲げられた。

(2) 行政減量・効率化有識者会議

行政改革推進本部は、重要方針に基づいて、国の行政機関の定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しに関する事項等について検討を行う「行政減量・効率化有識者会議」を平成 18 年 1 月に設置した。同会議は、計 15 回にわたって総人件費改革に関する議論を重ね、同年 5 月 30 日に最終取りまとめを行った。最終取りまとめの中では、重点 8 事項の一つに北海道開発関係が掲げられ、事務所・事業所の統廃合、民間委託の拡大、技術開発関連業務の独立行政法人への移管等によって事務事業等の見直しを行い、計 1,003 人の定員を純減することとされた。

(3) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、i)政策金融改革、ii)独立行政法人の見直し、iii)特別会計改革、iv)総人件費改革、v)政府の資産・債務改革などの各重点分野における基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）が、平成 18 年通常国会において成立し、同年 6 月 2 日に公布・施行された。

(4) 政府方針としての閣議決定

政府は、重要方針における総人件費改革の実行計画及び行政改革推進法の総人件費改革に基づく国の行政機関の定員の純減について定めた「国の行政機関の定員の純減について」（以下「純減計画」という。）を平成 18 年 6 月 30 日に閣議決定した。純減計画により、北海道開発関係は重点事項の一つとして、平成 17 年度末定員 6,283 人について平成 22 年度までに 1,003 人を純減することが定められ、業務見直し等については以下のとおり取り組むこととなった。

ア 北海道開発関係 6,283 人について、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて 1,003 人を純減する。

- ・事務所・事業所等の統廃合の推進、開発建設部の内部組織の統合等、組織体制・業務処理体制の抜本的見直しにより 355 人を純減。

- ・現場技術業務、道路巡回業務等の民間委託を大幅に拡大することにより 400 人を純減。

- ・札幌開発建設部と石狩川開発建設部を統合し、内部管理部門を合理化することにより 50 人を純減。

- ・「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」の施行及び北海道による所定の事業の委譲受入れにより 60 人を純減。

- ・防災・技術センター等で実施している技術開発関連業務等を独立行政法人土木研究所に移管することにより 138 人を純減。

イ 以上のほか、今後とも統合等による組織のスリム化等の体制の見直しを検討する。

また、純減計画に基づき定員の純減を図るに当たり、関係職員の雇用の確保を図りつつ純減を進めることの重要性にかんがみ、配置転換、採用抑制等の取組方針を定めた「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（以下「全体計画」という。）が平成 18 年 6 月 30 日に閣議決定された。全体計画において、北海道開発関係については、純減計画に基づく定員の純減により、平成 19 年度から 22 年度までの間新規採用による欠員補充を行わないこととしても 22 年度末において職員数が定員を上回ることが見込まれることから、職員の配置転換を実施することとされ、48 人の配置転換が実施された。

4 コンプライアンスの強化

北海道開発局では、平成 20 年度に農業土木工事や河川改修工事に係る入札談合事案、平成 21 年度には車両管理業務談合事案、無許可専従等事案と立て続けに不祥事が発覚した。これらの根絶を図るため、「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」（平成 21 年 2 月）を策定し、業務プロセスの改善、再発防止対策に取り組み、また、内部監査体制の強化等必要な組織の整備を図るとともに、外部有識者からなる第三者委員会を設置することにより、内外からのチェック体制を構築し、組織を挙げてコンプライアンスの強化に取り組み、信頼回復に努めてきた。

その後、各種取組が組織風土に十分定着し、法令遵守に対する職員の意識が大きく向上したことから、平成 25 年からは、法令・ルールの遵守にとどまらず、社会的使命を達成することを目的に「北海道開発局コンプライアンス推進計画」（平成 25 年 3 月）に名称変更し、「法令・ルールの確認と実践」と「コンプライアンスを組織に定着させるための取組」を車の両輪としてコンプライアンスを推進している。

また、令和元年度からは知識だけではなく「コンプライアンスを意識として定着させる」ことを目的とするなど、コンプライアンスの推進に積極的に取り組んでいる。